

令和8年度八戸市商店街後継者育成支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、商店街の存続及び地域経済の持続的な発展を促進するため、市内の商店街振興組合等が次世代の担い手を確保するために行う後継者育成事業の実施に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、補助金を交付するに当たり必要な事項を定めるものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街振興組合等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定による商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合
 - ウ 任意の商店街団体等であって市長が認めるもの
 - エ アからウまでに掲げる者が構成員の過半数を占める団体（アからウまでに掲げる者が複数参画するものに限る。）
- (2) 後継者育成事業 商店街振興組合等が単独又は他の団体等と共同で行う、商店街振興組合等の事務局及び商店街振興組合等の加盟店舗等の後継者の育成、雇用、誘致等に資する事業をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる商店街振興組合等（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 納期到来分の法人市民税、固定資産税及び軽自動車税の滞納がないこと。
- (2) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費（国、県又はその他の団体から補助金の交付を受けている場合は、補助対象経費から当該補助金の額を控除した額）の合計額に3分の1を乗じて得た額以内の額とし、950千円を限度とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、規約、会則等の写し
- (2) 役員名簿及び構成員名簿
- (3) 事業計画書（別記第2号様式）
- (4) 収支予算書（別記第3号様式）
- (5) 第3条に規定する税に係る納税証明書又は同意書（別記第4号様式）
- (6) 後継者育成の方針及び目標並びに当該目標達成に向けた計画が分かる資料（当該計画における補助事業の位置付けが分かるものに限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定しなかった場合は、補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定した場合、規則第4条第2項の規定により、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、補助事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合は、事業変更承認申請書（別記第7号様式）を市長に提出してその承認を受けること。ただし、内容の変更が補助対象経費のみに係るものであって、かつ、補助対象経費の総額の増減が20パーセント以内である場合はこの限りでない。
- (3) 前号の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、補助金交付決定通知書にある補助金交付決定額の範囲内とする。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（別記第8号様式）を市長に提出してその承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその旨を市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

(取下期日)

第8条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して7日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の実績報告書は、別記第9号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) 補助事業に要した経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした領収書等
- (4) 補助事業の実施状況が確認できる資料（写真、ホームページ等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 実績報告書は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和9年4月9日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

(交付時期)

第11条 補助金は、原則として、規則第13条の規定による補助金の額の確定後において、補助事業者からの請求書（別記第11号様式）による請求に基づき、一括して交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、補助事業者からの概算払請求書（別記第12号様式）による請求に基づき、補助金の交付決定額の範囲内で概算払の方法により交付することができる。

3 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助事業者に対して概算払金額を交付するものとする。

4 前条の通知による補助金の確定金額が、前項の概算払金額を下った場合は、補助事業者は、確定金額を超える部分の補助金を速やかに市長に返還しなければならない。

(備品管理台帳の整備)

第12条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、備品管理台帳（別記第13号様式）を整備し、第14条に定める期間保管しておかななければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第13条 規則第19条第2号及び第3号の規定により市長が定めるものは、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第14条 規則第19条ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでとする。

(帳簿等の保管)

第15条 補助事業者は、この補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、これを令和9年4月1日から5年間保存しなければならない。

附 則

この要領は、令和8年4月14日から実施する。

別表（第4条関係）

商店街振興組合等が行う後継者育成事業に要する経費	
経費区分	内容
謝金	外部専門家（商店街振興組合等の内部関係者を除く。以下同じ。）に対する謝金
旅費及び交通費	(1) 外部専門家に対する旅費及び交通費 (2) 商店街振興組合等の事務局員及び商店街振興組合等の加盟店舗等の従業員に対する旅費及び交通費（先進地視察及び講座受講のための出張に係るものに限る。）
人件費	(1) 商店街振興組合等の事務局員の後継候補者の臨時的な雇用に要する人件費 (2) 商店街振興組合等の加盟店舗等の後継候補者の臨時的な雇用に要する人件費
工事費	商店街振興組合等の加盟店舗等を新たに誘致することを目的とした、空き店舗の改装及び貸しオフィスの整備に要する工事費
その他事業実施に係る経費	会場借上料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、備品購入費、無体財産購入費、店舗等賃借料、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広告宣伝費、委託費、雑役務費等（市長が特に必要と認めるものに限る）

※ 消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めない。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名

補助金交付申請書

令和8年度八戸市商店街後継者育成支援事業補助金の交付を受けたいので、八戸市補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。

記

1 補助事業名称

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 定款、規約、会則等の写し
- (2) 役員名簿及び構成員名簿
- (3) 事業計画書（第2号様式）
- (4) 収支予算書（第3号様式）
- (5) 第3条に規定する税に係る納税証明書又は同意書（第4号様式）
- (6) 後継者育成の方針及び目標並びに当該目標達成に向けた計画が分かる資料（当該計画における補助事業の位置付けが分かるものに限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

【担当者】

所属・職氏名：

電話番号：

メー ル：

第2号様式（第5条、第9条関係）

事業計画（実績）書

1 申請者の概要

名称及び代表者氏名	
所在地	
設立年月日	
構成員数	

2 補助事業の概要

事業名称	
事業目的 （事業効果）	
事業内容 （事業実績）	
実施体制	
事業実施期間	

※ 必要に応じて、参考となる資料を添付すること。

第3号様式（第5条、第9条関係）

収支予算（精算）書

【収入】

（単位：円）

項目	金額	備考（積算明細）
合計		

【支出】

（単位：円）

項目	金額	備考（積算明細）
補助対象経費		
	小計	
その他		
	小計	
合計		

※ 申請時から内容に変更があった場合は、変更前の内容を上段に括弧書きすること。

同意書

（あて先）八戸市長

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名

私は、令和8年度八戸市商店街後継者育成支援事業補助金の交付申請にあたり、次の税目について滞納がない旨証明するため、市税の納付状況を確認することに同意します。

- ・ 対象税目
法人市民税、固定資産税、軽自動車税

様

八戸市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和8年度八戸市商店街後継者育成支援事業補助金については、八戸市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 条 件

- (1) この補助金は、当該事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合は、事業変更承認申請書（別記第7号様式）を市長に提出してその承認を受けること。ただし、内容の変更が補助対象経費のみに係るものであって、かつ、補助対象経費の総額の増減が20パーセント以内である場合はこの限りでない。
- (3) 補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、本通知書にある補助金交付決定額の範囲内とする。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（別記第8号様式）を市長に提出してその承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその旨を市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

第6号様式（第6条関係）

八商第 号
年 月 日

様

八戸市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和8年度八戸市商店街後継者育成支援事業補助金については、交付しないことに決定したので、令和8年度八戸市商店街後継者育成支援事業補助金交付要領第6条第2項の規定により通知します。

（あて先）八戸市長

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

事業変更承認申請書

年 月 日付け八商第 号で補助金の交付決定の通知を受けた後継者育成事業について、下記のとおり変更したいので、令和8年度八戸市商店街後継者育成支援事業補助金交付要領第7条第2号の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更内容

内容	変更前	変更後

2 変更の理由

3 添付書類

- 変更に伴う補助対象経費の総額の増減が20パーセントを超える場合は、変更部分を二段書きにし、変更前の記載内容を上段に括弧書きした収支予算書
- 交付申請書に添付した書類の内容に変更がある場合は、変更後のもの

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け八商第 号で補助金の交付決定の通知を受けた後継者育成事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和8年度八戸市商店街後継者育成支援事業補助金交付要領第7条第4号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 補助事業を中止（廃止）する理由
- 2 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

第9号様式（第9条関係）

実績報告書

補助事業名称
交付決定通知 年 月 日 八商第 号
添付書類 1 事業実績書（第2号様式） 2 収支精算書（第3号様式） 3 補助事業に要した経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした領収書等 4 補助事業の実施状況が確認できる資料（写真、ホームページの写し等）
事業の成果及び課題並びに今後の展望
(あて先) 八戸市長 年 月 日 補助事業者 住 所 名 称 代表者職氏名

様

八戸市長

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和8年度八戸市商店街後継者育成支援事業補助金については、八戸市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定補助金額	金	円
2 確定補助金額	金	円
3 交付済補助金額	金	円
4 未交付（返納）額	金	円

第11号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

㊟

請求書

年 月 日付け八商第 号で交付確定の通知を受けた令和8年度八戸市商店街
後継者育成支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定補助金額 金 円
2 確定補助金額 金 円
3 交付済補助金額 金 円
4 今回請求補助金額 金 円

5 振 込 先

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 種 目	
口 座 番 号	
フリガナ	
口座名義人	

年 月 日

（あて先）八戸市長

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

㊞

概算払請求書

年 月 日付け八商第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度八戸市商店街後継者育成支援事業補助金について、令和8年度八戸市商店街後継者育成支援事業補助金交付要領第11条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定補助金額 金 円
- 2 今回請求補助金額 金 円
- 3 未 請 求 額 金 円
- 4 概算払を希望する理由

5 振 込 先

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 種 目	
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義 人	

第13号様式（第12条関係）

備品管理台帳（令和8年度）

財 産 名	
規 格	
数 量	
単 価	
金 額	
取 得 年 月 日	
保 管 場 所	
備 考	

- ※1 対象となる取得財産等は、交付要領第12条に定める財産とする。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
- 3 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。